

命を守る火の用心 10のポイントで火災予防

3月1日(金)から7日(木)は春の火災予防週間

3月1日から7日までは春季全国火災予防週間です。住宅火災の主な原因は、たばこ、ストーブ、コンロ、電気機器からの出火です。火災を予防するために4つの習慣、6つの対策を心がけましょう。詳しくは市公式サイトを確認してください。



●4つの習慣

①寝たばこをしない②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使う③ガスコンロそばを離れるときは火を消す④コンセントはほこりを清掃し、必要のないプラグは抜く

●6つの対策

①ストーブやコンロなどは安全装置が付いたものを使う②住宅用火災警報器は定期的に点検し、10年を目安に交換する③寝具や衣類、カーテンは防災品を使う④消火器を設置し、使い方を確認する⑤お年寄りや体の不自由な人は避難経路と避難方法を確認する⑥防火訓練や個別訪問など隣近所の協力体制をつくる

寝室に住宅用火災警報器の設置は義務

平成21年に設置が義務化された住宅用火災警報器。火災警報器は、古くなると電池切れなどで火災を感知しないことがあります。設置10年を目安に本体の交換を検討してください。火災警報器は、ホームセンターや家電量販店などで3000円程度で購入できます。未設置の家庭は、ぜひ設置してください。

高齢者宅などは消防職員が設置を支援

火災警報器の設置が困難な高齢者などを対象に、消防職員が取り付けを支援します。火災警報器やネジなどは各自で用意してください。詳しくは市消防本部へお問い合わせください。



【問】市消防本部予防課 (☎74・0121)

農地の賃借料の目安をお知らせします

賃借料情報を参考に貸し手、借り手の話し合いで決めてください

今年の農地に関する賃借料の目安となる賃貸借情報をお知らせします。この賃借料は昨年1月から12月までに契約(公告)された農地10アール当たりの賃借料を地域別に平均額、最高額、最低額を算出したものです。昨年の最も多い契約内容は、基盤整備地域で賃借料1万4000円、未整備地域では賃借料1万円でした。賃借料の目安にしてください。



【問】市農業委員会事務局 (☎77・8772)

●田(水稻)の部

単位: 10アール当たり

| 地域名 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 | |
|------------|---------|---------|---------|-------|-----|
| 旧柳川市 | 基盤整備地域 | 1万4900円 | 2万5200円 | 5900円 | 313 |
| | 未整備地域 | 1万1200円 | 2万5200円 | 1000円 | 420 |
| 旧大和町 | 基盤整備地域 | 1万3800円 | 2万7000円 | 4800円 | 362 |
| | 未整備地域 | 1万2500円 | 1万5000円 | 5000円 | 50 |
| 旧三橋町 | 基盤整備地域 | 1万1400円 | 2万2100円 | 1510円 | 217 |
| | 未整備地域 | 9800円 | 1万4000円 | 312円 | 124 |
| (参考) 柳川市平均 | 1万2600円 | | | 1486 | |

※農地中間管理事業分は除く

やなぼ5倍のお得なキャンペーン実施中

お買い物110円ごとに5ポイント。3月15日までの期間限定

物価高騰の影響を受けている市内消費の拡大を図るため、買い物カード「やなぼ」のキャンペーンを実施します。対象期間中に市内約210店のやなぼ加盟店で買い物をすると、もらえるポイントが通常の5倍。110円(税込)ごとに5ポイント獲得できます。また、対象期間中に、3店舗で買い物をし、その3店舗分のレシートを添付して応募すると、抽選で4000ポイントが500人に当たります。カードは加盟店で申請すれば無料ですぐに発行可能です。詳しくは柳川おもてなしカード会公式サイトで確認してください。



●対象期間 3月15日(金)まで

●対象店舗 やなぼ加盟店(市内約210店)

●対象者 やなぼカードを持っている人。カードは加盟店で申請すれば無料ですぐに発行可能

【問】同会事務局 (☎77・6050)



消費生活センター

3億円もらえます。支援金詐欺サイトに注意を

【事例】

企業投資家を名乗る男性から「支援金を受け取れます」というメールが届いた。3億円を受け取れるという内容だったので、手続き費用を電子マネーで300万円支払った。しかし、いまだに支援金がもらえていない。

【アドバイス】

これは、メールなどで「支援金」や「当選金」が受け取れるからと言葉巧みにサイトに誘導し、登録させて利用料や手続き費用など高額な請求をする詐欺の手口です。「支援金を受け取れる」という都合の良い話はありません。また、購入していないのに宝くじや懸賞などに当選することはありません。このような通知を受け取ったら返信してはいけません。無視して削除しましょう。相手の指示で、購入した電子マネーに記載された番号などをサイ



トに入力して教えると、電子マネーの利用権を相手に譲ったことになり、取り戻すのは困難です。困った時は早めに消費生活センターへ相談してください。

【問】同センター(市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時~午後4時30分、☎76・1004)